

「みなまた市議会だより」表紙写真公募要領

1 目的

開かれた議会を目指し、市民に親しまれ、議会活動をより身近に感じてもらう取組の一環として表紙の写真を公募する。

2 募集内容

水俣市内で撮影された人物、四季折々の風景や行事など「みなまた市議会だより」の表紙にふさわしい写真。

3 応募条件

写真は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 応募者本人に著作権があるので、未発表・オリジナル作品であるもの。
- (2) デジタルデータ（J P E G形式）で提供できるもの。
- (3) 被写体が人物または個人の所有物である場合は、必ず被写体本人（未成年の場合は保護者）または所有者の承諾を得てあること。ただし、まつりなどイベント等で多数の被写体が撮影されている場合は、個人の特定性の低い風景写真と見なし、この限りではない。
- (4) 組み写真及び合成写真でないもの。
- (5) 営利目的の宣伝・広告活動に関するものでないもの。
- (6) 政治・宗教・その他団体などの偏った思想が反映されていないもの。
- (7) 公序良俗に反するものでないもの。
- (8) 未成年者が応募する場合は、保護者の同意を得たうえで応募されたものであること。

4 応募資格

水俣市内在住、在勤または在学の人。ただし個人に限る。

5 応募期間

年間を通して随時応募受付とする。

「水俣市議会だより」の2月1日号、5月1日号、8月1日号、11月1日号の表紙として掲載するため、その季節にふさわしいものを推奨する。

6 応募方法

電子申請システムによる応募

電子申請システムの「みなまた市議会だより表紙写真応募フォーム」から必要事

項（応募者の氏名・住所・電話番号・撮影年月日・撮影場所・タイトル・写真の説明など）を入力し、写真データを添付して応募する。

7 募集方法

「みなまた市議会だより」及び市議会ホームページ等で募集する。

8 選考方法

議会だより編集委員会で応募写真を審査し、表紙として相応しい写真を選出する。応募写真は、応募を受け付けてから概ね1年間は選考対象とするため、他の媒体での発表を行わないこと。なお、審査に関する問合せには応じない。

9 応募上の注意

- (1) 応募写真は、無償で水俣市議会が使用することを許諾したものとする。
- (2) 採用された写真は、トリミング処理や加工等を行う場合がある。
- (3) 応募作品の返却は原則行わない。
- (4) 応募写真に関する全てのトラブル（著作権・肖像権等に関する問題を含む）の責任及び解決については、全て応募者に帰属するものとし、水俣市議会は一切の責任を負わない。
- (5) 応募にかかる一切の費用は応募者負担とする。
- (6) 一人当たり何点でも応募可能とする。
- (7) 応募及び採用に対する景品等の贈呈は行わない。

10 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、表紙写真公募に関する目的以外には使用しない。

【問合せ】 水俣市議会事務局

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号

電話：0996-61-1661（直通）

メールアドレス：gikai@city.minamata.lg.jp